

平成27年

第20回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

平成27年第20回教育委員会会議録

1 期 日 平成27年12月24日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時02分

4 閉 会 午後3時07分

5 出席委員 岩佐 信宏

田中 直美

長岐 和行

伊藤佐知子

猿田五知夫

米田 進

6 説明のための出席者

教 育 長 米田 進

教育次長 今井 一

教育次長 鎌田 信

総務課長 佐藤雅彦

施設整備室長 田松和彦

教職員給与課長 碓屋裕一

幼保推進課長 小柳公成

義務教育課長 佐藤昭洋

高校教育課長 安田浩幸

特別支援教育課長 西嶋崇広

生涯学習課長 沢屋隆世

文化財保護室長 近江谷正幸

保健体育課長 木浪恒二

7 会議に附した議案

議案第50号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案
について

議案第51号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
附則第五項から第八項までの規定による給料を定める規則案につ
いて

議案第52号 秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部
を改正する規則案について

議案第53号 秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特
定個人情報の提供に関する規則案について

8 議決した事項

議案第50号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案
について

- 議案第51号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例附則第五項から第八項までの規定による給料を定める規則案について
- 議案第52号 秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則案について
- 議案第53号 秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則案について

9 会議の要旨

【岩佐委員長】

ただいまより、平成27年第20回教育委員会会議を開催いたします。

議事に先立ちまして、教育委員の異動について申し上げます。北林元委員が12月22日をもってご退任され、後任として、12月23日付けで猿田五知夫委員が就任されましたので、ご紹介いたします。

それでは、これより議事に入ります。

会議録署名員は2番長岐委員と3番伊藤委員にお願いします。

【岩佐委員長】

はじめに、議案第50号「職員の任免についての専決処分報告について」及び議案第51号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例附則第五項から第八項までの規定による給料を定める規則案について」、関連した議案ですので、教職員給与課長からまとめて説明をお願いします。

【教職員給与課長】

議案第50号「職員の任免についての専決処分報告について」及び議案第51号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例附則第五項から第八項までの規定による給料を定める規則案について」説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

前回、条例改正に対する意見を求められ、専決処分の報告がありました。そして、議会で条例改正が決まって、その条例の施行を受けて、ここで規則を定めるという流れですね。そうすると、条例が決まってしまうと、ほぼ自動的に規則も変わり、ほとんど裁量の余地はないという前提で、せっかくの機会ですので教えていただきたいことがあります。議案第50号参考資料の2(3)に、教頭が二つ出てきます。「人事委員会と協議して別に定める場合に限る」という教頭と、「上記の別に定める場合を除く」という教頭は、具体的にはどういう違いですか。

【教職員給与課長】

具体的には、学校の学級数によって、いわゆる大規模校については、表の上欄になりますし、学級数が少ない小規模校になりますと、下欄が適用となります。

【長岐委員】

同じ高校で教頭が複数いる場合もありますか。大規模校か小規模校かという違いは分かりましたけれども、同一校の教頭間でも適用が分かれませんか。

【教職員給与課長】

今回は、市町村立学校の職員に関する規則でございますので、高校の場合も同じようがありますが、小・中学校の場合は、10学級以上の学校の教頭は上欄、9学級以下の学校の教頭は下欄に該当します。

県立学校で複数教頭が配置されている場合は、基本的には第一教頭は上欄、第二教頭は下欄に該当します。小・中学校でも、1、2校、複数教頭が配置されている学校がございますが、第一教頭、第二教頭の区分は県立学校と同じです。

【田中委員】

経過措置など、とても複雑になっているようですが、これは全てコンピューターで計算するのでしょうか。

【教職員給与課長】

教育委員会だけではなく知事部局の人事課と協議をしながら、システムの仕様を変更し、全てシステムで計算させます。

【岩佐委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

では、表決を採ります。

議案第50号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

それでは、議案第50号を原案どおり可決します。

続いて、議案第51号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

それでは、議案第51号を原案どおり可決します。

次に、議案第52号「秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則案について」、今井次長から説明をお願いします。

【今井次長】

議案第52号「秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則案について」説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【田中委員】

参考資料にある図中の「自分の特定個人情報についての請求、開示及び訂正、利用停止」ができるかどうかというのが、前ページの2(1)①②③だと考えてよろしいのでしょうか。

【今井次長】

「特定個人情報」と「情報提供等の記録」がございますが、「特定個人情報」というのは大雑把に言いますと、個人番号をその内容に含む個人情報ということでありまして、そういった情報を国とやり取りする際に「情報提供等の記録」として、そういった情報が扱われたという記録が残ることになります。その扱いを(1)と(2)で、特定個人情報の情報提供等の記録を含まない部分と情報提供等の記録の部分とを分けて、取扱いを変えるということです。

【田中委員】

その扱いを変えているというのは、教育委員会が独自に決めたことではなく、国のやり方に従っているということなのですね。

【今井次長】

そうです。国の法律、県が倣って定めなさいといったようなものに準じているところであります。

【田中委員】

つまり、例えば、「納得できないから変えたい」ということでもないものなのですね。

【今井次長】

知事部局の他の規則と同様の扱いをしていますので、ここだけが違う扱いにするという話にはならないかと思います。

【長岐委員】

国の法律に基づいて条例が変わって、それに従って規則も変えるということまでは分かりました。そういう意味で裁量がほとんどなく、この場で議決を経なければいけないという意味だとすれば特に異議はありませんが、こういう制度の変更があったときは、制度自体についてはここで議論するものではないのですが、こういうときはこうなりますという例などを絵図面で示していただくと分かりやすいと思います。

制度が変わってこうなっているから、規則もほぼ連動して変わるという趣旨であれば、そういう限りにおいては議決してもいいと思います。

【今井次長】

法律、条例に基づきまして、ほぼ自動的にと言いますか、基本的には改正するということがあります。分かりにくいということについては、書いていることはこのとおりでありますけれども、資料等を後で考えたいと思います。1月1日施行ということで、条例そのものが議決になったのが22日で、その後こういうタイトなスケジュールになっているということは、まずご理解いただきたいと思います。

【伊藤委員】

読み替える、移行というものに関してきちんと提示してもらえば、よろしいのではないのでしょうか。

【猿田委員】

今回、これは個人情報保護条例の一部改正なのですね。

【今井次長】

一部を改正して、それに合わせて読替えの規則を改正規則案ということでお諮りしております。

【猿田委員】

主な改正内容というのは、これだけではよく理解できませんけれども、これも改正の一部ということですね。

【今井次長】

条例がこのように変わったのに伴って、規則の該当部分について改正しますということですので、基本的には条例改正に合わせて改正しているということです。ただ、実施機関は知事部局、教育委員会、議会などあるものですから、それぞれの規則を基本的には直さないといけません。それで今、教育委員会規則の改正をお諮りしているという、手続上はそういうことです。

【猿田委員】

仮にこれに反することがあれば、これに関するこの責任は教育長にあるのですか、教育委員会ですか。私もこれを考えれば、我々も個人情報やマイナンバーの規則を設けて、何かあればもちろん代表者、社長である私に責任があるのですけれども、教育委員会の中ではどうですか。

【長岐委員】

4月以降は新教育長になるので、4月からは教育長、3月までは教育委員会です。

【岩佐委員長】

これは1月1日までに決めなければ、逆に決めないことに対する責任というのはあるわけですよ。年内に決めてしまわなければいけないと思いますが、次回にもう一度出し直していただいて、それでも間に合うと解釈できるものでしょうか。

【今井次長】

法律、条例の施行が1月1日ですので、それに合わせて改正しておかなければなりません。

【田中委員】

条例の改正に従って自動的に改正すべきものであれば、中身については特に議論しなくてもいいと思うのですが、まだよく理解できていないところがあるので、もう少し説明していただければと思います。専門用語がいくつかあって、例えば、資料の主な改正内容にある「読替規定」や「適用除外」など、普通に使っているのとは違う独特な使い方をされているのかなという気がするのですが、この「読替規定を定める」というのは、どういうことなのでしょう。

【今井次長】

議案中に「次の表の上欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。」とありまして、これをこう読み替える、それを読替規定とっております。条例の内容がこのように変わりますので、規則もそれに併せて読み替えないと都合が悪くなりますよということです。

適用除外というのは、例えば開示及び訂正で、これは自分の情報管理について開示や訂正の請求権というのはありますが、遺族にはそういう請求の適用が除外される、そういう権利がないという意味であります。利用停止も同じであります。申し出るという、そういう権利があるかないかということです。

【岩佐委員長】

条例に関しては決まってしまったことですし、規則についてもこちらで変える余地がないということでしょうから、まずこれはこれで議決を採って、詳しい説明については次回に図などで示して説明していただくということではいかがでしょうか。

【長岐委員】

委員長のまとめでいいと思います。追加して言うと、第9条で「条例第33条の2の規定の適

用がある場合に」というのは、どういう場合だという説明をしてもらおうとイメージが膨らむと思います。適用や読替えは、今井次長が言ったようなことですので、皆さんがよければ今の委員長のまとめでよろしいと思います。

【岩佐委員長】

それでは、詳細につきましては次回の協議会等で説明していただくことを前提に、表決を採るということによろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

では、表決を採ります。

議案第52号を原案どおり可決することによろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

それでは、議案第52号を原案どおり可決します。

次に、議案第53号「秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則案について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第53号「秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則案について」
説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【伊藤委員】

対象となるのは、保護者のマイナンバーということでしょうか。

【高校教育課長】

保護者です。

【伊藤委員】

生徒本人のマイナンバーを使うわけではないということですね。

【高校教育課長】

そうです。

【長岐委員】

議会で決まった条例に基づいて、制度が変わるということですね。議会では条例そのものについて、何か議論があったというような情報はありますか。

【高校教育課長】

条例に関しては知事部局で制定しておりますので、その様子まではなかなか分かりません。

【長岐委員】

全く違和感なくという保護者もいれば、抵抗感を持つ保護者もいるかもしれません。条例が制定されたから規則もほぼ自動的に制定しなければならないということも分かりますが、ここは教育委員会ですので、みんな教育を受ける機会は平等ですし、知事からはこの間の総合教育会議で貧困家庭の教育機会均等の問題はこれからの課題だという話が出ていましたね。そうすると、これは便利な制度だと思うのですが、その立場の保護者から見たときに、いろいろな受け止め方があるのではないかと危惧して、今の質問をしました。

【田中委員】

図が付いていて分かりやすく、この状況も理解できました。保護者にとって書類を提出する手間が省けるというのは、一見、とても便利なように見えます。ただ、必要な情報以外のものもマイナンバーでいろいろなことが分かるというように聞いておりますので、取り扱う人たちが余程気を引き締めてやらなければ、いろいろな問題が起こってくることも考えられます。そのあたりの対策は何か考えていらっしゃるのでしょうか。

【高校教育課長】

いろいろな情報があると思うのですが、マイナンバーでこちらが照会できる情報というのは限られており、それ以上のことはできないとなっておりますので、そこは厳重に規定されているということでもあります。

【田中委員】

例えば、取扱担当者が限定されるとか、コンピューターにパスワードをかけるといったようなことは、何か新しく決めているのですか。

【高校教育課長】

システムの内容はこれからですが、使用者に関しては限定されています。このマイナンバーの部分も含めて、いろいろな個人情報も扱っておりますので、それも併せて厳重に注意していきたいと思っております。

【猿田委員】

私も田中委員と同じようなことを懸念すべきだと思います。もちろんマイナンバー制度というのは、こういうことを狙いにして導入されたとありますが、詳細が決まっていない中で早急に運用を開始しているところがあり、我々も番号をいただいて、管理は厳重に下さいと。しかし、その後の動かし方というのがまだ定まっていない中で運用しようというところが多分にあると思うのです。教育庁でこのようにされるといのは、確かに保護者にとって負担軽減になるし、管理も厳重にするということですが、そのあたりがしっかりしていないと保護者から指摘を受けることにもなるのではないかと思います。そこは同時並行的に、いろいろな対策をすることが大事であるかと思っています。

【米田教育長】

こちらで扱うことになることで人為的なミスがあってははいけないし、システムに何か欠陥があってもいけません。スタートの段階で、念には念を入れて完璧な状態でやれるようにしていかなければならないと思います。

【伊藤委員】

子どもたちのマイナンバーについては、教育委員会では全く関知しないのですか。

【教職員給与課長】

マイナンバー法に規定されている目的でしか収集もできません。児童生徒のマイナンバーを収集する法的な目的がありませんので、それは心配ございません。罰則も相当重く規定されています。

【岩佐委員長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

では、表決を採ります。

議案第53号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

それでは、議案第53号を原案どおり可決します。

予定された案件は以上ですが、他にございませんか。

特になければ、以上で本日の会議を閉じます。

お疲れ様でした。